

水害や土砂災害から命を守るために！

～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

ステップ

①

施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

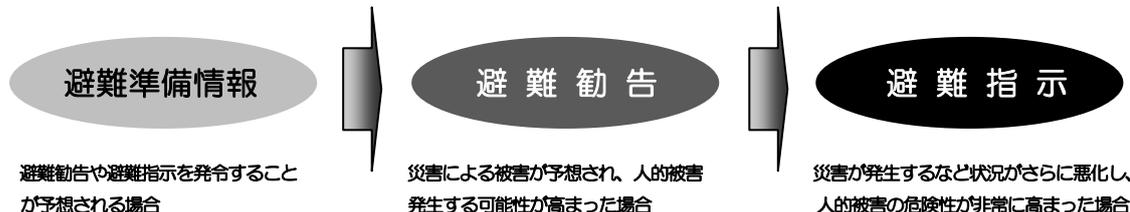
- 堺市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 堺市が指定している避難場所を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。

ステップ

②

避難情報について確認しましょう。

- 避難情報には、以下のものがあります。(注1)



- 社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備情報」が発令されたら、避難を開始してください。(注2)

(注1) 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

(注2) 「避難準備情報」等が発令されていない場合でも、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

ステップ

③

もしもの時に備えて考えておきましょう。

- 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。
 - 例1：大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物（最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等）に移動しましょう。
 - 例2：外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋（上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋）に移動しましょう。